

<p>【防火ポスター】</p>	<h2 style="text-align: center;">平成 29 年秋の火災予防運動</h2> <p>【防火標語】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国統一防火標語 <p style="text-align: center;">「火の用心 ことばを形に 習慣に」</p>
-----------------	--

【 目 的 】

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

【実施期間】

平成29年11月9日（木）から11月15日（水）までの7日間

【重点目標】

（1）住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の周知及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 住宅用火災警報器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防災品の普及促進
- オ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の実施
- キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策等に重点を置いた死者発生防止対策の推進

（2）乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進

- ア 延焼拡大危険性の高い地域を火災予防広報や警戒の徹底
- イ 火災予防広報の実施
- ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- エ 火気取り扱いにおける注意の徹底
- オ 工事等における火気管理の徹底

（3）放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上及び放火火災防止対策の徹底
- イ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火管理体制の充実
 - イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
 - ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
 - エ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
 - オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
 - カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
 - キ 表示制度及び公表制度の取組の推進
 - ク 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
 - ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
 - コ 飲食店における防火安全対策の徹底
 - サ 大規模倉庫における防火安全
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
 - 製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア 催しを主催する者に対する指導
 - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - エ 照明器具の取扱いに係る指導
- (7) 危険物施設の安全確保
 - ア 危険物運搬車両・移動タンク貯蔵所の安全管理の徹底
 - イ 地下貯蔵タンクの定期点検の実施における周知徹底避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
- (8) その他
 - 住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた別紙「[住宅防火 いのちを守る 7つのポイント](#)」に関する広報や、放火火災防止対策戦略プランの活用を含め「[放火による火災の防止対策](#)」の指導を行うなど、効果的に本運動の推進を図ります。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

＝ 3つの習慣 ・ 4つの対策 ＝

3 つ の 習 慣		<p>寝たばこは、絶対にやめる。</p>
		<p>ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。</p>
		<p>ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。</p>
4 つ の 対 策		<p>逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。</p>
		<p>寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。</p>
		<p>火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。</p>
		<p>お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。</p>

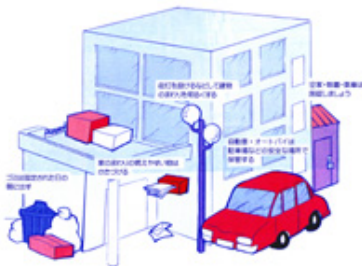
放火による火災の防止対策

放火火災に対する予防対策の基本は、地域住民自らが「放火火災」に対する危機意識を持ち、地域が一体となって【放火されない環境づくり】を推進することが必要です。



【建物に対する放火防止対策】

- ・ 建物外周など、侵入されやすい場所や人気のない暗がりには、施錠管理を行い外部からの侵入を防止する。
- ・ 照明器具の設置により暗がりなくすなど、放火されない環境づくりを行なう。
- ・ 建物の周囲に燃えやすい物を放置しない。
- ・ 夜間無人となる工場や空家などは、放火されやすい場所であることから、敷地内への侵入を防ぐ対策を講ずる。



【車両に対する放火防止対策】

- ・ 路上駐車、建物外周への不用意な車の放置を避ける。
- ・ 車両の施錠管理を行なう。



【その他の放火防止対策】

- ・ ゴミ収集場所周囲や夜間に、ゴミを放置しないなど、ゴミ収集場所の環境づくりを地域ぐるみで実施する。
- ・ ゴミは指定された場所、日時以外は搬出しないなど、地域住民のモラルの高揚を図る。